

旭川市告示第 411 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定により，令和 2 年 3 月 3 日付け旭川市告示第 117 号で指定した，特定有害物質によって汚染されており，当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去，当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の一部について指定を解除する。

区域の範囲を表示した図面等は，旭川市環境部環境指導課において一般の閲覧に供する。

令和 2 年 6 月 10 日

旭川市長 西 川 将 人



1 指定を解除する区域の所在地

旭川市永山 11 条 2 丁目 121 番 5 の一部，121 番 35 の一部，121 番 36，
121 番 37 及び 121 番 38（別図のとおり）

2 特定有害物質の種類

クロロエチレン，1・2－ジクロロエチレン，テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染状況調査の追完による基準適合の確認

（担当）

環境部環境指導課水・大気環境係

電 話 25－6369